

第4期第4回美術品補償制度部会（平成27年1月29日）における主な意見

◆補償範囲について

- 現行の制度では、制度の対象となる美術品の総評価額が高く、かつ一館から借りる形の展覧会が一番恩恵を受けるものとなっており、また、制度の適用が大都市の会場に集中している。この制度は、本来、なるべく多くの美術館・博物館が恩恵を受けられるようにという考えから始まったものであり、それに相反する事態となっている。
- この制度ができたからこそ、地方の美術館においても、財政状況が厳しい中でも、設備を良いものにしたたり、美術品の取扱いのレベルを上げたりするという方向で取り組んでおり、そうした状況を考慮すべき。
- 保険料の額の多寡にかかわらず、現場における美術品の取扱いは変わらない。50億円が引き下がろうと、美術品の取扱いに係るモラルハザードは起こり得ない。
- 制度の適用件数が少ないのは、1つは補償契約約款における免責条項が多いとして海外の美術館が受け入れなかったこと、もう1つは制度を適用しても保険料が思ったほど下がらなかったことが理由である。また、円安のため、借り受ける美術品の評価額を日本円に換算した際の保険料もその分高くなっていることから、経済情勢も厳しい。こうした中では、50億円は今回見直すべきと考える。
- これまで、50億円を引き下げようという方向で議論してきたのであり、現時点で50億円を引き下げないことに委員が納得しているのか疑問。50億円を変えないとしても、例えば50億円を自己負担額とするAランクと、10億円を自己負担額とするBランクに分けた形でやってみるなど、最低限の変更を行う必要がある。
- 50億円を引き下げた場合、現在の要件や基準を満たさない展覧会主催者による申請がなされる可能性があるとの論点が挙げられているが、このような申請があれば却下すれば良いだけであり、現時点で50億円を引き下げないことの本当の問題点は全く見えない。むしろ、煩雑な手続や保険料の軽減率が低い中で、これまでに17件、36回の展覧会に制度が適用されたというのは十分な実績である。
- 中小規模の展覧会を開催する美術館・博物館へのアンケートでは、50億円が引き下げられた場合に制度を利用したいと思う館が69%となっており、こうした意見をポジティブに捉えるべき。例えば、次の3年間は、県立など地方の公立館が制度を利用することができるよう、段階的に30億円や20億円まで引き下げれば、今度は私立館がこの制度に目を向けてくれるようになるのではないか。

- 50億円の引下げがうまく進んでいかないのであれば、関係者の協力を得ながら進めることも戦略として考えるべきではないか。

◆保険料について

- 50億円の自己負担分に関する民間保険会社の保険料が高く、保険会社によって料率もばらばらである。50億円の自己負担分に関する保険料について、およその基準を作れないか。

◆申請手続／海外への広報について

- 申請の手続が複雑であることについては、改善の余地がある。

- 日本の補償制度の適用を拒否している海外の美術館については、制度への理解が十分でない場合や、免責条項が多いと考えられている場合などがあり、今後改善の余地がある。